

令和3年5月28日

第 11 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年5月28日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第11回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 長	濱川龍一
	庶務係 主任	松原厚子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 令和2年度農地法関係実態調査について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

- (開会宣言の時刻午後1時30分)
- 議長 定刻になりましたので、ただ今から第11回余市町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は、16名、全員でございます。
- よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
- 本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
- 本総会に付議する案件は、報告1件、議案3件の計4件であります。
- それでは、日程に入らせていただきます。
- はじめに議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。
- 一同 議長指名
- 議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
- 3番・片山委員、10番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。
- それでは、案件の審議に入ります。
- 報告第1号 令和2年度農地法関係実態調査についてを議題に供します。
- 番外から内容説明をいたさせます。
- 濱川局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。
- 報告第1号 令和2年度農地法関係実態調査について。
- 1) 現況証明関係、2) 農地法第3条関係、3) 農地法第4条・第5条関係。
- このことについて、下記のとおり令和2年度の農地移動各関係について報告いたします。
- 令和3年5月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。
- 1) 現況証明関係、公簿・畑、現況・農地採草放牧地以外、2件、面積363.00㎡の申請がございました。
- 4ページをお開き願います。
- こちらのページが、2) 農地法第3条関係を月別にまとめたものでございます。
- 譲渡人(貸主) 労働力不足1件、21, 176㎡。
- 相手方要望1件、5, 378㎡、賃貸借5件、64, 711㎡、離農2件、56, 613㎡、贈与8件、152, 239㎡、使用貸借4件、10, 642.83㎡、合計21件、406, 159.83㎡。
- 譲受人(借主)、新規営農4件、83, 167㎡、賃貸借5件、64, 177㎡、贈与8件、152, 239㎡、使用貸借4件、106, 04

2.83㎡、合計21件、406,159.83㎡。

5ページをお開き願います。

こちらのページが、農地法第3条関係を面積別にまとめたものでございます。

6ページをお開き願います。

こちらのページが、3)農地法第4条・第5条関係でございます。

農地転用理由、農家用住宅1件、892㎡、農業用倉庫2件、1,596㎡、農業用施設(醸造施設)2件、2,512㎡、農業用道路3件、1,137㎡、グラウンド1件、1,072㎡、合計9件、7,209㎡でございます。

7ページをお開き願います。

こちらのページが農業委員会許可一覧表でございます。

令和2年度のみ、ご報告いたします。

農地法第3条関係、21件、40.62ha、農地法第4条・第5条関係9件、0.72ha、現況証明関係2件、0.72ha、合計32件、41.38ha、農業経営基盤強化促進事業関係(所有権移転)、利用権設定はありませんでした、合計7件、12.45haでございます。

以上、報告第1号 令和2年度農地法関係実態調査について、ご報告いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質問等がございましたら承ります。
ご異議ございませんか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、報告第1号は、報告のとおり承認いたします。
次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今上程されました、議案第1号につきまして朗読ご説明させていただきます。

議案第1号 現況証明願いについて

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和3年5月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■■■■町■■番地■、■■■■■、土地の表示、■■町■■■■番■、地目、公簿、畑、現況、農地採草放牧地以外、面積■■■㎡、調査年月日につきましては、令和3年5月2

1日、調査委員につきましては、川合委員、村尾委員、井川委員の3名で調査を行ってございます。

調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

備考につきまして、申請地の所有者は、■■■■ ■■■■でございます。

9ページをお開き願います。

申請地につきましては、■道■■■■■■■■線、通称、■■■■■■■■沿線の■■■との境の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、申請番号1番については、43年前から農業用倉庫として利用されております。

今回の申請であります、前所有者から引き継いだ現所有者が当該地の敷地を調査したところ、農業用倉庫と一部農家用レストランが農地上に存在していることが判明したことから分筆登記を行い現況証明許可後に地目変更するものでございます。

以上1件の申請でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連いたしまして、現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 川合委員

7番 　申請番号1番の現況証明願いについて、5月21日、事務局を含め、村尾委員、井川委員と私くしの3名の委員で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

調査の結果、本案件は前所有者が昭和53年から農業用倉庫として利用していましたが、現所有者が当該地の敷地を調査したところ、農業用倉庫と一部農家用レストランが農地上に存在していることが判明したため、当該地に係る土地について分筆登記を行い、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申出地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり「現況申請可相当」との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一同 異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第1号につきましては申請のとおり

可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩中に農地利用集積推進会議開催)

(休憩時間午後1時39分～午後1時44分)

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読・ご説明させていただきます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年5月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

11ページをお開き願います。

こちらが農用地利用集積計画書（所有権移転）でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■■■■町■■■番地、■■■■、所有権の移転を受ける者、■■■■■■■■町■■■番地、■■■■ ■■■■、■■■■■■■、■■■■。

所有権を移転する土地につきましては、■■町■■町■■■番■、地目、登記簿、現況とも畑、面積■■■㎡外■筆、合計■筆で■■■■㎡。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和3年6月30日、対価■■■万円を対価の支払期限、令和■年■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

12ページをお開き願います。

こちらのページが2. 共通事項でございます。

13ページをお開き願います。

こちらのページが3. 所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

14ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

15ページをお開き願います。

申出地は、■道■■■■■■沿線の色塗り部分となっております。

16ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化

促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当する必要があり、当該申出により作成された計画は要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

次に、議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 　ただ今、上程されました議案第3号につきまして、朗読・説明させていただきます。

議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について別紙のとおり本会に付議する。

令和3年5月28日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

18ページをお開き願います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ということで順にご説明申し上げます。

農業委員会の状況、令和3年3月31日現在の農業の概要でございます。

耕地面積、1,420ha、経営耕地面積、1,032ha、遊休農地面積、4.05ha、農地台帳面積、1,822haとなっております。

総農家数は、361戸、内訳としましては、自給的農家数21戸、販売農家数340戸となっており、農業就業者数は705人となっております。

経営数でございますが、認定農業者56経営体、基本構想水準到達者

172 経営体、認定新規就農者29 経営体となっております。

続きまして、農業委員会の現在の体制でございますが、新制度に基づく農業委員数は、定数・実数ともに16名となっております。

19 ページをお開き願います。

担い手への農地の利用集積・集約化の現状及び課題でございますが、令和2年4月現在の管内の農地面積は1,430ha、集積面積は1,144ha、集積率は80%でございます。

令和2年度の目標及び実績でございますが、集積目標の1,154ha に対しまして、1,144ha の実績で、99.1%の達成状況となっております。

目標の達成に向けた活動の実績でございますが、農業委員又は農協等関係機関等との連携を図り、5月に行われた新規就農活動支援センターの総会を始め、随時、情報を収集し、農地の所有者からの申出に基づく担い手、並びに新規就農者への集約化を随時実施しております。

目標に対する評価といたしましては、農地法3条と基盤強化法の売買及び賃貸借による合計面積は、27.2ha であり、農用地利用集積推進会議及び農地中間管理機構が進める農地売買事業による優良農地の確保が図られました。

活動に対する評価といたしましては、経営主の高齢化に伴い遊休化が懸念された優良農地が、意欲ある担い手に集約化され優良農地の確保が図られました。

20 ページをお開き願います。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題でございます。

平成29年度は8経営体、取得農地面積は23.3ha、平成30年度は9経営体、取得農地面積は38.4ha、令和元年度は14経営体、取得農地面積は37.1ha の状況でございました。

令和2年度の目標及び実績でございますが、3経営体の目標に対しまして、7経営体の実績であり、達成状況は233%となっており、参入目標面積の10ha に対しまして、面積14.2ha の参入実績であり、142%の達成状況となっております。

続きまして、目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績といたしましては新規就農相談を随時対応し、10月31日に開催された北海道新規就農フェアへ関係機関と参加し、10組の相談を受けております。

目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価といたしましては、新規就農相談を随時受付し、関係機関と連携したことにより、目標を達成することができました。

活動に対する評価といたしましては、コロナ過の中、多くの新規就農相談について対応しています。また、ホームページを見たとの相談者も

多く、一定の効果は表れていると評価しています。

21ページをお開き願います。

遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題でございますが、令和2年4月、管内の農地面積、1,430haに対しまして、遊休農地面積4.0haで遊休農地率0.28%ございました。

令和2年度の目標及び実績でございますが、解消目標1.00ha対しまして、解消実績は0haであり0%の達成状況となっております。

2の目標の達成に向けた活動でございます。

農地の利用状況調査は調査員数18名で調査時期は、8月に調査を実施いたしており、9月の総会で決定されております。

農地の利用意向調査は11月に調査を実施し、調査数は5筆、調査面積は1.4haを実施しており、1月から2月にかけて調査結果の取りまとめを行っております。

目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価は遊休農地の発生防止は出来なかったが、定期的な調査、農地所有者に対する管理の指導を行い適正に実施されました。

活動に対する評価は、今後も遊休農地の発生防止と解消に努めることとしております。

22ページをお開き願います。

違反転用への適正な対応の現状及び課題でございますが、令和2年4月現在の管内の農地面積1,430haに対しまして、違反転用面積はありませんでした。令和2年度の実績も0haとなっております。

3、活動計画・実績及び評価といたしまして、活動実績でございますが、8月に各地区における農業委員会委員の現地調査並びに事務局職員による定期的な現地調査の実施を行っております。

活動に対する評価であります。該当事案の発生はありませんでしたが、パトロールを継続しており、事案発生時における地区担当農業委員による現地調査体制を維持することになっております。

23ページをお開き願います。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数21件の内、許可は21件ございました。

農地転用に関する事務でございますが、1年間の処理件数は、9件でございました。

24ページをお開き願います。

農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

農地法第6条に規定するものでございますが管内の農地所有適格法人数は29法人で、26法人から報告書の提出がございました。

未提出の3件につきましては、年内に農地を取得した法人であり、提出義務がないものでございます。

情報の提供等でございますが、賃借料情報の調査提供の調査対象賃借借件数は5件となっており、令和2年1月から12月までの権利移動分の件数でございます。情報の提供方法といたしましては、町のホームページにおいて情報提供いたしております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数は、33件となっておりまして、農地台帳の閲覧により、情報提供をいたしております。

農地台帳の整備につきましては、農地台帳整備面積は、1,822haでございます。

データの更新といたしましては、農地の利用状況調査の結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定等、その他補足調査を踏まえ随時更新しており、農地公開情報システムにより公表しております。

25ページをお開き願います。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務の要望意見は、特にございませんでした。

事務の実施状況の公表等でございますが、総会の議事録の公表は、町のHPで行っております。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、特にございませんでした。

活動計画の点検・評価の公表は、町のHPで行っております。

26ページをお開き願います。

次に、令和3年度余市町農業委員会活動計画（案）でございます。

余市町の農業は、明治時代に始まり、令和を迎えた今日まで、恵まれた気候風土と地の利を活かし、先人のたゆまぬ努力により果樹と野菜の食料生産基地として重要な役割を果たしてきました。

後志自動車道が余市まで開通して以来、当初の予想を上回る観光客が訪れており、更に倶知安への延伸工事も順調に進んでおり、小樽までの国道5号トンネル架け替え工事も完了し、一大消費地である札幌やインバウンドで賑わう倶知安ニセコエリアをターゲットとし、高付加価値な農産物を広域的販売に繋げられるかが重要な課題となっております。

余市町農業委員会は、これまで継続して取り組んできた地域農業発展のための諸施策と今日の課題を踏まえ、農業構造の改善を推進してきましたが、近年は担い手・後継者不足が深刻化しており、更に、新型コロナウイルスの影響により、外国人研修生の受入れも先行きの見えない状況が続き、地域農業の人手不足が加速化され、その解消に向け、早期に働きかけるとともに、新規就農者の受け入れや農地の利用集積の促進など、農地利用の最適化の推進に関して着実な成果を上げていくことが求められております。

このような諸課題を踏まえ、農業委員会系統組織の全国統一理念のもとに、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、関係行政庁及び団体と連携協力しながら、本町農業の振興、農業者の経営と生活の安定向上を目指すとともに、農地行政関係業務や農業経営の合理化・効率化に資する業務などに精励し、農業委員一人ひとりが責任を持ってかつ積極的に啓蒙啓発・相談・情報収集活動に取り組み、「地域農業者と共に行動する農業委員会づくり」を基調とした活動に努め、地域農業者の期待に応えるべく取り組みを推進します。

2、活動計画の重点事項及び取り組みといたしまして7項目挙げております。

1) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の発生防止・解消

27ページをお開き願います。

2) 農地流動化の促進と利用増進の推進

3) 地域農業振興対策の推進

4) 担い手の育成・確保対策の推進

5) 農業者年金業務の推進

28ページをお開き願います。

6) 情報提供の推進

7) 農業委員会組織としての役割でございます。

29ページをお開き願います。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

農業委員会の状況は、令和3年4月1日現在でございます。

農家・農地等の概要については、総農家数361戸、自給的農家数21戸、販売農家数340戸となっており、農業就業者数が705人となっており2020年の農林業センサスの数値を計上しております。

経営数でございますが、認定農業者56経営体、基本構想水準到達者172経営体、認定新規就農者29経営体で今年3月末に町農林水産課が後志総合振興局へ報告した数値を計上しております。

次に中段の表でございますが、耕地面積1,420ha、経営耕地面積1,032ha、遊休農地面積1.4ha、農地台帳面積1,822haとなっております。

2、農業委員会の現在の体制でございますが、農業委員数は、定数・実数ともに16名となっております。

30ページをお開き願います。

担い手への農地の利用集積・集約化の、現状及び課題について、令和3年4月現在、管内の農地面積は1,420ha、集積面積は1,144haとなっており集積率は80.6%となっております。

課題といたしまして、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、

農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっております。

令和3年度の目標及び活動計画でございますが、目標といたしまして集積面積は1,155ha、うち、新規集積面積15haとし、目標設定の考え方といたしましては、地理的・地形的に悪い農地等を関係機関等が連携し、有効に処理することを目標とします。

活動計画といたしましては、高齢農業経営主、後継者不在の農業経営主を中心に経営規模縮小や離農を検討している農業者がいることから、農業委員又は農協等関係機関等との連携を図り、実質化された人・農プランの情報を収集し、該当農地が発生した場合、速やかにあっせん等の手続きを進めることといたしております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題については、新規参入の状況として、平成30年度は9経営体、38.4ha、令和元年度は14経営体、37.1ha、令和2年度は7経営体、14.2haとなっております。

課題といたしましては、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成・確保し、就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等への確保に努めます。

また、既に就農している新規就農者へのフォローアップを行うこととしております。

令和3年度の目標及び活動計画でございますが、参入目標数は3経営体、参入目標面積10haとしており、活動計画としては、新規就農活動支援センターと連携し新規就農者の確保に努めるということでございます。

なお、参入目標数の3経営体とした理由といたしましては、町の農業経営基盤強化促進基本構想の目標に合わせた数値を計上しております。

31ページをお開き願います。

遊休農地に関する措置ですが、現状及び課題については、令和3年4月現在、現状といたしまして、管内農地面積1,420ha、遊休農地面積4.0haで遊休農地率0.28%となっております。

課題につきましては、経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止と解消であります。

令和3年度の目標及び活動計画については、目標は遊休農地の解消面積1haでございます。

活動計画といたしましては、農地の利用状況調査を委員及び事務局18人で8月に実施し、9月から10月に取りまとめる計画であります。

調査方法としましては、地区別に担当の農業委員が計画的に実施いたします。

第三者から連絡等があった場合には、適宜現地調査を行います。

利用意向調査を11月に実施し、1月から2月に取りまとめる計画と

なっております。

違反転用への適正な対応についてですが、現状及び課題について、令和3年4月現在の現状におきましては、管内の農地面積1,420haに対しまして、違反転用面積が0haとなっております。

課題といたしましては、違反転用への適切な対応を図るため、農業者等へ周知に努めるとともに、農地パトロール等を徹底するというところでございます。

令和3年度の活動計画でございますが、農業者等への周知、利用状況調査（8月予定）並びに農業委員及び事務局職員による周辺農地の見回りを行い、また、不適切な利用状況の農地を発見した場合には、速やかに地区農業委員と協議を行い、関係者に対し指導を行います。

以上、議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

　　ご異議ございませんか。

一　同　　異議なし

議長 　ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

　　以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、これもちまして、第11回総会を閉会いたします。

（閉会宣言の時刻　午後2時10分）

（本会議所要時間　　33分）

この議事録は相違ないことを認め、署名捺印する。

余市町農業委員会 会 長

余市町農業委員 3 番

余市町農業委員 10番